

## 阿久比町制60周年記念事業ロゴマーク使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿久比町制60周年記念事業ロゴマークの使用の承認について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図に掲げるものとする。

(使用承認の申請)

第3条 ロゴマークの使用の承認を受けようとする者は、町長に対して申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 国又は地方公共団体が使用する場合

(2) 阿久比町制60周年記念事業実行委員会が使用する場合

(3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

(4) 阿久比町の職員が構成員又は事務局として加わった実行委員会等が主催するイベント等で使用する場合

(5) 阿久比町制60周年記念冠事業募集事務取扱要綱により承認を受けている場合

(6) その他町長が申請を要しないと認めた場合

2 前項の規定による届出をする者は、阿久比町制60周年記念ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 図案等ロゴマークの使用内容の分かるもの

(2) その他町長が必要と認める書類

(使用承認の審査等)

第4条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、次項の基準に基づき、その内容を審査する。

2 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長はこれを承認しない。

(1) 阿久比町の信用又は品位を害すると認められる場合

(2) 特定の政治活動や宗教活動に関する認められる場合

(3) 法令や公序良俗に反すると認められる場合

(4) その他承認することが不相当と認められる場合

(ロゴマークの使用承認)

第5条 町長は、第3条の申請があったときは、使用の承認の可否を決定し、阿久比町制60周年記念ロゴマーク承認通知書（様式第2号の1）又は阿久比町制60周年記念ロゴマーク非承認通知書（様式第2号の2）により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、町長は、ロゴマークの使用に関して次に掲げる条件を付すことができる。

(1) ロゴマークの使用は、申請書に記載された使用目的に限るものとし、目的以外の使用を禁止すること。

(2) ロゴマークの転貸、改変等を禁止すること。

(3) ロゴマークの使用期間は、申請のあった期間又は使用の承認のあった日から平成26年3月31日のいずれか早い日までの期間とすること。

(4) ロゴマークを使用した製作物等は、製作する前に町長にレイアウトを提出すること。

(5) ロゴマークを使用した製作物等を有料で販売する場合にあっては、その販売する価格は、ロゴマークを使用する前の額と同額以下又は類似の既製品の価格と同等以下の額とすること。

(6) ロゴマークを使用した製作物等は、商標登録を禁止とすること。

(7) その他町長が必要と認めること。

(使用内容の変更)

第6条 ロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、申請書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに町長に報告し、指示に従うものとする。

(使用承認の取消し)

第7条 町長は、ロゴマークの使用に関して不適切な使用を行っていると判断した場合は、使用の承認を取り消すことができる。

(使用料等)

第8条 使用者に対するロゴマークの使用料は無償とする。

(事故、苦情等の処理)

第9条 ロゴマークを使用した製作物等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講ずるものとする。

(庶務)

第10条 ロゴマークの使用の承認に関する事務の庶務は、総務部政策協働課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月15日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。